

## 認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)

### (趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項、第13条第1項並びに第25条の規定に基づき、条例に委任されたもののほか、認定こども園に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
  - ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園
  - イ 幼稚園及び特定認可外保育施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、法第3条第3項の認定を受けたもの
- (3) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (4) 特定認可外保育施設型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた特定認可外保育施設をいう。
- (5) 特定認可外保育施設 第8条第1項の規定による認定を受けた施設その他規則で定める施設をいう。

### (幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準)

第3条 法第13条第1項の規定による条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、次項及び第3項に定めるものほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）及び法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条（第1項及び第5項を除く。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府省令第4条第2項	35人以下	35人(満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は
-----------	-------	--

		保育教諭が1人であるものについては、25人)以下
府省令第10条	子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるもの	その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業又は知事が別に定める事業
基準条例第7条第2項	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
基準条例第7条第3項	児童福祉施設	認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)
基準条例第7条第4項	児童福祉施設(助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。)	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第6項から第8項まで及び第11項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第9項	児童福祉施設は	幼保連携型認定こども園は
	児童福祉施設の長	園長
基準条例第7条第10項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
	利用者に	認定こども園法第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)に
	当該利用者	当該園児
基準条例第7条第12項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
	利用者	園児
基準条例第7条第13項	省令第33条第1項の規定により保育所(法第39条第1項に規定する保	幼保連携型認定こども園

	育所をいう。以下この条において同じ。)	
基準条例第7条第14項及び第15項	保育所	幼保連携型認定こども園

2 満3歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。

(2) 遊戯室(府省令第7条第1項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合にあっては、当該兼用する室)の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。

3 幼保連携型認定こども園は、調理室に園児が立ち入らないよう仕切りを設ける等、安全及び衛生について十分に配慮しなければならない。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件)

第4条 法第3条第1項及び第3項の規定による条例で定める要件は、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は特定認可外保育施設型認定こども園として認定を受けようとする場合の要件としてそれぞれ次条から第7条までに定めるものほか、次項及び第3項に定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。)に定める基準(告示第4の五ただし書に定める基準を除く。)に適合することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる告示に定める基準中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2の二	35人以下	35人(満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級であって、学級担任が1人であるものについては、25人)以下
第3の三	地方裁量型認定こども園	認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する特定認可外保育施設型認定こども園(以下「特定認可外保育施設型認定こども園」という。)
	適当と認められるもの	知事が適当と認めるもの

第3の四	幼稚園型認定こども園	幼稚園型認定こども園（条例第2条第2号に規定する幼稚園型認定こども園をいう。以下同じ。）
	地方裁量型認定こども園	特定認可外保育施設型認定こども園
	適当と認められるものの	知事が適当と認めるもの
第4の二、四及び六	地方裁量型認定こども園	特定認可外保育施設型認定こども園
第4の七	満3歳以上の子ども	子ども（保育所型認定こども園にあっては、満3歳以上の子どもに限る。）

- 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、調理室に子どもが立ち入らないよう仕切りを設ける等、安全及び衛生について十分に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業を実施しなければならない。

（幼稚園型認定こども園の認定要件）

第5条 幼稚園型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする場合にあっては同条第2項第1号及び第3号に掲げる基準を、同条第3項の認定を受けようとする場合にあっては同条第4項各号に掲げる基準を満たさなければならない。
- (2) 満3歳以上の子どもに対する教育又は保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。
  - ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。
  - イ 遊戯室（幼稚園の学級数が1である場合その他特別の事情がある場合にあっては、保育室及び遊戯室を兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。
- (3) 幼稚園型認定こども園は、苦情を受け付ける窓口を設置する等保護者からの苦情に適切に対処するための必要な措置を講じなければならない。

（保育所型認定こども園の認定要件）

第6条 保育所型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 法第3条第2項第2号及び第3号に掲げる基準を満たさなければならぬ。

(2) 告示第4の六に定める基準により、屋外遊戯場を保育所型認定こども園の付近にある適当な場所に代える場合は、子どもの移動時の安全を確保しなければならない。

(特定認可外保育施設型認定こども園の認定要件)

第7条 特定認可外保育施設型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 法第3条第2項第2号及び第3号に掲げる基準を満たさなければならぬ。

(2) 告示第4の六に定める基準により、屋外遊戯場を特定認可外保育施設型認定こども園の付近にある適当な場所に代える場合は、子どもの移動時の安全を確保しなければならない。

(3) 特定認可外保育施設型認定こども園は、苦情を受け付ける窓口を設置する等保護者からの苦情に適切に対処するための必要な措置を講じなければならない。

(特定認可外保育施設の認定)

第8条 知事は、保育機能施設（法第2条第4項に規定する保育機能施設をいう。）が規則で定める施設の設備及び運営に関する基準に適合している旨の認定をすることができる。

2 知事は、前項の規定による認定を受けた施設の設置者に対し、適合証を交付するものとする。

3 第1項の規定による認定の手続その他当該認定に関して必要な事項は、規則で定める。

(審議会の設置)

第9条 法第25条の規定に基づき、兵庫県認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第10条 審議会は、法第25条に定める事項のほか、知事の諮問に応じ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関して調査審議する。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(審議会の委員及び臨時委員)

第12条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱

する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市町の長
- (3) その他知事が必要と認めた者

- 2 審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会の委員は、再任されることができる。
- 4 審議会の臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

(補則)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中認定こども園の認定要件等に関する条例第9条及び第10条の改正規定並びに第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定、第2条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1三宮地区の項の改正規定並びに附則第9項から第11項までの規定は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において当該幼稚園の設備を用いて第1条の規定による改正後の認定こども園の認可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする場合であって、現に当該幼稚園に調理員を置いているときは、平成32年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条第13項に定める基準は、適用しない。

- 3 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園の保育室又は遊戯室の面積は、当分の間、改正後の条例第3条第2項に定める基準にかかわらず、次に掲げるいずれかの基準を満たさなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。) 第7条第6項第3号に定める基準を満たすこと。

(2) 満2歳以上満3歳未満の園児に対する保育を行うための保育室の面積が当該園児1人につき1.98平方メートル以上であり、かつ、満3歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室及び遊戯室の面積が次に掲げる基準を満たすこと。

ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。

イ 遊戯室(府省令第7条第1項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合にあっては、当該兼用する室)の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。

4 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合であって、現に当該保育所に調理員を置いているときは、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、基準条例第7条第13項に定める基準は、適用しない。

5 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、改正後の条例第3条第2項の規定は、適用しない。

6 幼保連携型認定こども園は、府省令附則第4条第3項の規定により、同項各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設ける場合は、園児の移動時の安全を確保しなければならない。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の条例で定める要件の特例)

7 施行日の前日において現に設置されている幼稚園、保育所又は改正後の条例第2条第5号に規定する特定認可外保育施設が、それぞれの施設と同一の所在場所において当該施設の設備を用いてそれぞれ同条第2号に規定する幼稚園型認定こども園、同条第3号に規定する保育所型認定こども園又は同条第4号に規定する特定認可外保育施設型認定こども園(以下「特定認可外保育施設型認定こども園」という。)として認定を受けようとする場合における屋外遊戯場に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、同項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)第4の五の1又は2に掲げるいずれかの基準に適合することとする。

8 施行日の前日において現に設置されている特定認可外保育施設型認定こども

園の保育室又は遊戯室及び乳児室又はほふく室の面積に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、当分の間、同項及び改正後の条例第7条の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の認定こども園の認定要件等に関する条例第8条第3号ウ及びオに定める基準に適合することとする。

(兵庫県認定こども園審議会の設置に係る経過措置)

- 9 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における改正後の条例第9条の規定の適用については、同条中「法第25条」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条」とする。

(兵庫県認定こども園審議会の委員の任期の特例)

- 10 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以降最初に委嘱される兵庫県認定こども園審議会の委員の任期は、改正後の条例第12条第2項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 11 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第21号の2の次に次の1号を加える。

(21)の3 認定こども園審議会

別表第1障害福祉審議会の項の次に次のように加える。

認定こども園審議会	会長	日額	15,500円
	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円
	臨時委員	日額	12,500円

別表第2障害福祉審議会の委員及び特別委員の項の次に次のように加える。

認定こども園審議会の委員及び臨時委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
--------------------	---------------------